

# アダム・スミスの初期正義論

——「アンダソン・ノート」の検討——

新 村 聡

## I はじめに

経済学とは何か、経済学は人間と社会についてのどのような考えを前提として成立し、倫理学や法学など他の諸科学とどのような関係にあるのか。これまでなされてきたアダム・スミスの思想形成過程に関する研究の背後には、しばしばこのような問題関心が存在していた。スミスがグラスゴウ大学で教えた道德哲学の講義は倫理学と法学とを主要な構成部分としており、その法学の一部分が分離・独立したものが経済学の最初の理論体系と言われるスミスの主著『国富論』であったから、スミスの道德哲学体系から『国富論』が分離・独立する過程を解明することは、経済学が一つの独立科学として成立する必然性を明らかにすることを意味したのである。<sup>(1)</sup>

しかし、スミスが1751年から1764年までグラスゴウ大学でおこなった講義の内容を検討しようとする場合に、最大の障害となるのは資料的な制約で

---

(1) スミス経済学の成立過程に関する研究は多い。もっとも新しい研究として、田中正司「治政論の出自と分業論の成立」『一橋大学研究年報 社会学研究』、第23号、を参照。また、拙稿「スミス経済学の成立過程」田中正司編『スコットランド啓蒙思想研究——スミス経済学の視界——』北樹出版、1988年刊行予定、は本稿の姉妹論文とも言うべきものなのでぜひ参照されたい。

あった。1876年に、キャナンによって、スミスの1763～64年の法学講義を筆記した学生のノート（いわゆる『法学講義』Bノート）が刊行され、グラスゴウ時代後期のスミスの講義内容はかなり知ることができるようになった。さらに最近では1762～63年の講義の学生ノート（『法学講義』Aノート）が発見されてグラスゴウ大学版の『アダム・スミス全集』に収録され、今ではグラスゴウ時代後期のスミスの講義内容はかなり詳細に知りうるようになっている。これに対してグラスゴウ時代初期のスミスの講義は長い間謎に包まれ、その内容はごく概略しか知られていなかった。しかし1970年に発見され1976年にミークによって紹介されたいわゆる「アンダソン・ノート」は、ようやくこの空白の一部分を埋めることを可能にした。スミスの教授仲間であったジョン・アンダソンの「備忘録」の中から発見されたこのノートは、スミスの法学講義を筆記した学生のノートからアンダソンがさらに抜粋したものであって、ミークはその講義の年代を「1751-2, 1752-3, 1753-4年の三つの学期のうちの一つ」<sup>(2)</sup>と推定している。したがって、この「アンダソン・ノート」の検討によって、グラスゴウ時代初期のスミスの法学講義の特徴を知ることができるのである。

ミークはこの「アンダソン・ノート」によって初期スミスの思想について新たに知りうるようになった諸事実に関して詳しく論じている。しかしかれは後期の法学講義には見られないこのノートのもっとも注目すべき特徴の一つにほとんど言及しなかった。その特徴とは、このノートの冒頭にごく短い記述からなる二つの「原理」が置かれ、それらに基づいて所有権の歴史的発展が説明されていることである。「アンダソン・ノート」の冒頭に置かれたこの二つの「原理」がとくに注目すべきなのは次の二つの理由による。

まず第一に、この二つの「原理」は、スミスがいわゆる「ニュートンの方

---

(2) Ronald L. Meek, *Smith, Marx, & After*, London, 1977, pp. 81-82, 時永淑訳『スミス、マルクスおよび現代』法政大学出版局、1980年、153ページ。

法」をかれの初期の法学講義に適用していたことをはっきりと示している。スミスは『文学・修辞学講義』において、「ある体系の内容を説明する講述体（didactic）の文章」におけるアリストテレスの方法とニュートン的方法とを対比させて論じた。アリストテレスの方法とは、「われわれの眼前に生起する順序にしたがってさまざまな分野に眼を通し、一つ一つの現象ごとに一つの原理——通常は新しい原理——を示す」方法であり、ニュートン的方法とは、「まず初めに第一義的な原理あるいは証明された原理をいくつか定め、そこからそれぞれの現象を説明してそれらの現象すべてを同一の鎖で結びつける」<sup>(3)</sup>方法である。スミスは、この二つの方法のうち、「一つまたはきわめて少数の原理」ないし「通常は周知の原理」からすべての現象を演繹的に説明するニュートンの方法こそ「疑いもなくもっとも哲学的方法」であり、アリストテレス的方法よりも「はるかに創意に富み魅力的である」と述べている。

スミスはこのようにニュートン的方法こそ哲学の最高の方法であると考えていたのだから、当然かれの講義や著作をこの方法にもとづいて構成しようと努めたはずである。しかしスミスの二大著作である『道徳感情論』と『国富論』のいずれにも、また1762～64年の『法学講義』A・B両ノートにも、何がこの「一つまたはきわめて少数の原理」であるのかは明示されていない。叙述されている内容から、スミスがニュートン的方法を用いているのではないかと推測するしかなかった。<sup>(4)</sup>ところがスミスのもっとも初期の法学講義の内容を示すこの「アンダソン・ノート」には、冒頭に二つの「原理」すなわち「きわめて少数の原理」が置かれており、スミスがニュートン的方法を適用しようと努めていたことがはっきりと示されているのである。

(3) Adam Smith, *Lectures on Rhetoric and Belles Lettres*, ed. by J. M. Lothian, pp. 139-40, 宇山直亮訳『修辞学・文学講義』, 286ページ。

なお、スミスの「ニュートン的方法」は、かれの初期の草稿「天文学史」でも説明されている。次注参照。

スマスは、「アンダソン・ノート」の中で、この二つの「原理」を用いて正義論のもっとも重要な問題である所有権の成立と発展とを説明しようとしており、この二つの「原理」こそがニュートン的方法における「一つまたは少数の原理」に相当することはまず間違いないように思われる。

さらにこの二つの「原理」は、もう一つの重要な意義を持っている。スマスの弟子で、のちにグラスゴウ大学の法学の教授となったJ. ミラーは、スマスの道徳哲学講義の内容を紹介し、第3部門が「正義の原理」に、また第4部門が「便宜の原理」に基づくと述べていた。<sup>(5)</sup>しかしこの「正義の原理」と「便宜の原理」とが何を意味するのかについてミラーははっきりと述べておらず、その内容はこれまで不確かな推測に頼るしかなかった。しかしいまや「アンダソン・ノート」によって「正義の原理」とは何かを明確に知ることが可能になった。ノートの冒頭に述べられた二つの「原理」こそが、ミラーの言う「正義の原理」にはかならないと考えられるからである。ミラーがスマスの法学と政治学の講義を受講したのは1751～52年であり、「アンダソン・ノート」のもとになった講義が行われたのは、ミークの推測では1751～52年、52～53年、53～54年のいずれかであった。つまり両者はまったく同じ講義であったか、あるいはせいぜい1～2年の違いしかなかった。したがってミラーの言う「正義の原理」と「アンダソン・ノート」の冒頭に置かれた二つの「原理」とは同じものであった可能性がきわめて強い。内容的

---

(4) スマスの「ニュートンの方法」が、『道徳感情論』や『国富論』でどのように適用されているかについては、只腰親和「スマス『天文学史』科学観の道徳哲学における展開」『社会思想史研究』第4号、1980年、内田義彦『作品としての社会科学』岩波書店、1981年、119-121ページ、村松茂美「『天文学史』と『国富論』の方法」『熊本商大論集』第30巻第2号、1983年、長尾伸一「アダム・スマスと「ニュートンの方法」——「天文学史」と『国富論』の検討——」『思想』第757号、1987年7月、などとこれらの論文の注に掲げられた文献を参照。

(5) D. Stewart, "Account of the Life and Writings of Adam Smith, LL. D." in *The Works and Correspondence of Adam Smith*, Glasgow edition, III, 1980, p. 275. 福鎌忠恕訳『アダム・スマスの生涯と著作』12ページ。

に見ても、「アンダソン・ノート」では冒頭の二つの「原理」に基づいて狩猟から農耕への生存様式の発展にともなう所有権の成立と発展とが説明されており、ミラーがスミスの道徳哲学の第三部門の内容について、「スミスは公法と私法の両方について法の漸次的進歩をもっとも未開な時代からもっとも洗練された時代までたどり、また生存と財産の蓄積に役立つ諸技術が法と統治に対応する改善または変化をもたらすという効果を指摘しようと努めた」<sup>(6)</sup>と語っていることとちょうど対応している。

本稿では、以下の第Ⅱ節で「アンダソン・ノート」の冒頭に述べられた二つの「原理」の内容を分析し、第Ⅲ節ではこの「原理」に基づいて説明されている所有権の歴史理論を検討する。さらに第Ⅳ節では「アンダソン・ノート」の正義論と『道徳感情論』および『法学講義』の正義論とを比較検討することによって、スミス正義論の発展過程について考察することにした。

## Ⅱ 正義の原理

「アンダソン・ノート」の冒頭に置かれた二つの「原理」とは、次のようなものである。

### 「第一原理

人に敵意も悪意もない時に、すなわちいかなる刑罰も課されるべきではなく危険も気づかわれない場合に、人から生命や手足を奪ったり、あるいは人に苦痛を与えたりすることは、われわれ人類のもっとも未開な者にも衝撃を与える。

### 第二原理

われわれは非常に慣れ親しんでいる動物や事物を好きになるので、われ

---

(6) Ibid., pp. 274-275, 福鎌訳, 11ページ。

われからそれらを奪うことはわれわれに苦痛を与えるに違いない。」<sup>(7)</sup>

第一原理は、侵害行為ないし不正行為について述べたものである。この文章は三つの部分に分かれ、それぞれが侵害行為の成立に必要な要件を述べていると考えることができる。まず第一の要件は、侵害行為が行われる状況（ないし行為者が置かれている状況）に関するものであって、「人に敵意も悪意もない時に、すなわちいかなる刑罰も課されるべきではなく危険も気づかわれない場合」という条件である。これは、他人に敵意が悪意があつて危険が気づかわれる場合（つまり正当防衛の行為が必要とされる場合）や、他人の敵意や悪意からすでになされた侵害行為に対して何らかの刑罰が課せられる場合には、他人を傷つけてもそれ自体は侵害行為や不正行為にならないことを意味している。

第二の要件は、侵害行為の内容であつて、「人から生命や手足を奪つたり、あるいは人に苦痛を与えたりすること」というものである。ここで注目すべきなのは、スミスが侵害行為としてまず生命と身体への侵害について具体的に述べたあとで、さらに「苦痛を与えること」というより一般的な規定をつけ加えていることである。この「苦痛」は、すぐあとで見ると、第一原理と第二原理とを連結する鍵となる概念であつた。スミスは、正義の対象として、生命と身体だけでなく何よりも財産を考えており、しかも生命と身体に対する侵害行為と同じ原理によって財産に対する侵害行為も説明すべきであると考えていた。そして「苦痛」こそが、生命、身体、財産のすべてに対する侵害行為を包括する概念なのである。

第三の要件は、侵害行為を観察者の意識から規定したものであつて、「われわれ人類のもっとも未開な者にも衝撃を与える」と表現される。この「衝撃を与える」とは強い道徳的否認のことであり、「不正行為として判断する」

---

(7) R. L. Meek, *op. cit.*, pp. 81-82, 時永訳, 153ページ。

という意味を含んでいる。スミスは、ハチスンやヒュームにならって、道徳的価値判断は理性ではなく道徳感情と呼ばれる特殊な感情の作用であると考えており、ここでも正義と不正の判断を人類の道徳的「衝撃」という感情論的な説明によって行ったのである。そして「人類のもっとも未開な者にも」という条件は、この正義の第一原理が人間本性に基づく超歴史的なものであって、未開社会から文明社会にいたるあらゆる社会に妥当することを意味している。この第一原理こそは、スミスがその自然法学において企図していた未開社会から文明社会にいたる法の歴史的発展の説明を行うための理論装置であった。

第一原理は、他人に苦痛を与える行為が不正行為であると主張することによって、正義と不正を判断する根拠を被害者の苦痛に求める原理である。この原理を生命と身体への侵害に適用する場合には大きな困難は存在しない。人々が生命を奪われたり身体を傷つけられたりする場合に苦痛を感じることは、とくに説明の必要もないほど自明のことだからである。しかしこの原理を所有権（財産）への侵害に適用する場合には難しい問題が存在する。というのは財産を奪われた被害者がなぜ苦痛を感じるのかということは決して自明ではなく、理論的に周到な説明を必要とするからである。

文明社会において、財産を奪われた人々が苦痛を感じるのは、まさにそれがその人々の財産だからである。すなわち所有権が確立している文明社会では、所有権への侵害は所有者に苦痛を与える。しかしこのように述べただけでは所有権の理論的な説明にはならない。というのは、スミスは正義論においてそもそも所有権が成立する根拠を説明しようとしているのであって、もし所有権の根拠を被害者の苦痛に求め、次に被害者の苦痛の根拠を所有権に求めるならば、所有権を所有権から説明する循環論に陥るからである。<sup>(8)</sup>したがって所有権の本源的な成立の説明においては、すでに確立された所有権を前提にすることはできない。言い換えるならば、何らかの事物を奪われた被害者の苦痛をその事物に対する所有権から説明してはならないのである。次

に見る第二原理こそは、この被害者の苦痛を説明する原理にはかならない。

第二原理は、「われわれは非常に慣れ親しんでいる動物や事物を好きになるので、われわれからそれらを奪うことはわれわれに苦痛を与えるに違いない」というものである。何らかの物を奪われた被害者が苦痛を感じるのは、この原理の前半で述べられているように、「非常に慣れ親しんでいる動物や事物を好きになる」という人間本性の事実に基づいている。たとえ所有権が確立されていない状態においても、事物に対する人々の慣行的な愛着は、それを奪われた人に苦痛を感じさせるのである。こうして第二原理は、被害者の苦痛を慣行的愛着に還元することによって、所有権の起源の説明を可能にする。

以上述べた二つの原理は、「苦痛」という鍵概念によって連結することができる。第一原理が正義の根拠を被害者の苦痛に還元し、第二原理が被害者の苦痛を慣行的愛着に還元するので、両原理を結びつければ、結局、正義の根拠は慣行的愛着に帰着させられるのである。

慣行的愛着は日々くりかえされる人々の現実の生活の中で形成され、人々の生活が変化すれば慣行的愛着の内容も変化するのだから、この二つの原理によって、所有権法の成立と発展を人々の生存様式の発展から説明することが可能になる。これこそスミスが法学で意図したことであった。実際にかれは、「アンダソン・ノート」の中で、この二つの原理を用いて、狩猟から農耕への生存様式の発展にともなう所有権の生成と発展とを説明している。それを次に見ていこう。

---

(8) ヒュームは、所有権を定めた正義の法がまず確立され、「私の物とあなたの物との区別」が社会に知られるようになって初めて、所有者から所有物を奪い取ることが苦痛を与えるようになると考えた。それゆえヒュームの正義論では、正義に関する個別的行為の道徳判断に先立って、まず「黙約」による正義の規則の確立と一般的効用の見地からのその道徳的是認とが説明される。拙稿「正義論におけるヒュームとスミス」『イギリス哲学研究』第4号、1981年、30ページ、同「ヒューム正義論の二元的構造」田中敏弘他編『デイヴィッド・ヒューム研究』御茶の水書房、1986年、を参照。



### Ⅲ 所有権の歴史理論

スミスは、「アンダソン・ノート」の冒頭に二つの原理を提示したあとに所有権および相続権の説明を続けている。そこでかれは社会の歴史的発展を「第一の社会状態」、「第二の完成社会状態」、「完成しつつある第三の社会状態」として三段階に区分し、それぞれの社会状態において異なった所有権が成立することを先に見た二つの原理を用いて説明している。スミスは、「第一原理」に1回、「第二原理」に3回言及しており、それ以外にも内容的に明らかに二原理を応用している箇所もある。以下では、三つの社会状態に関するスミスの説明を順に検討しよう。

#### (1) 第一の社会状態

「狩猟と漁労とが、第一の社会状態で一般的に行われる技術のすべてである。ある人間からかれが捕らえた獣や魚を奪い、あるいはかれが採集した果実を奪うことは、かれが労働を費やした物を奪うことであり、それゆえかれに苦痛を与えることであって、もっとも未開な社会の諸法に反する。」<sup>(9)</sup>

スミスによれば、第一の社会状態は、狩猟と漁労が行われる社会であり、獣・魚・果実など「労働を費やした物」に対する私的所有権が成立する。スミスは明示的に述べていないが、正義の第二原理の「われわれが非常に慣れ親しんでいる動物や事物を好きになる」という一般的規定が、ここで「捕らえた獣や魚」「採集した果実」「労働を費やした物」に対する愛着の説明に具体的に適用されていることは明らかである。この愛着が生ずるがゆえに、それらを奪われた被害者は苦痛を感じ、そのことが正義の第一原理によって未開社会における所有権法の成立根拠となる。ここでスミスは、労働の投下を

---

(9) R. L. Meek, *op. cit.*, p.82, 時永訳, 153ページ。原文の( )内の文章は一箇所を除き原則として省略した。以下の同書からの引用についても同様。

所有権の成立根拠としたロック以来の労働所有論を継承しつつ、それを自らの正義の原理にもとづいて再構成し、正義論の中に組み入れたのである。<sup>(10)</sup>

## (2) 第二の社会状態

「一氏族または一民族が国の一地域で長く狩猟し漁労する（すなわち長く居住する）場合には、第二原理によってかれらは排他的所有権を獲得し、それはかれらのものと見なされる。すなわちかれらは共同所有権を獲得し、これは第二の完成社会状態である。」<sup>(11)</sup>

この第二の社会状態は、一地域に定住して狩猟と漁労を行う社会であって、氏族または民族の定住している土地に対する共同所有権が成立する。この場合には、長く居住している土地が、正義の第二原理における慣行的愛着の対象となる。

ミークは、第二段階の社会を牧畜社会として明確に規定した1762～64年の『法学講義』との対比から、この「アンダソン・ノート」でも、「第二段階に関する議論で、スミスは当該講義中では明確に『共同所有権』を牧畜と結合させていたのかもしれない」<sup>(12)</sup>と推定している。しかしスミスが『法学講義』の中で牧畜社会に成立すると述べているのは家畜に対する私的所有権であって共同所有権ではなく、また「アンダソン・ノート」の第二状態に関する説明において共同所有権が成立する対象は「長く居住する」土地であって家畜ではないことは明らかである。さらに以下で見る第三状態の説明の書き出し部分も、第二状態に土地の共同所有権が成立したことを前提としている。したがって、ミークのように「アンダソン・ノート」におけるこの第二の社会

(10) 「かれが自然が備えそこに残しておいたその状態から取り出すものはなんでも、かれが自分の労働を交えたのであり、そうしてかれ自身のものである何物かをそれに付け加えたのであって、このようにしてそれはかれの所有となる。」ジョン・ロック、鶴飼信成訳『市民政府論』、岩波文庫、1968年、33ページ。

(11) R. L. Meek, *op. cit.*, p. 82, 時永訳, 153-154ページ。

(12) *Ibid.* p. 80, 時永訳, 151ページ。傍点は原文イタリック。

状態を『法学講義』における牧畜段階と同じものと見なすことはできない。

ロックは、土地の私的所有権を労働から説明する時に、それ以前に存在する土地の共同所有権は、神が人類に与えたものと説明していた。<sup>(13)</sup>つまり土地の共同所有権と私的所有権とをそれぞれ神と労働というまったく異なった原理に基づいて説明していたのである。これに対してスミスは、土地の私的所有権とそれに先立つ共同所有権の両者に対して同一の正義原理を適用することによって、ニュートンの方法に基づく一元的な説明を確立しようと意図していたのではないと思われる。

### (3) 第三の社会状態

「ある国に限る場合、人々の耕作可能な土地および収穫物は共有である。人々の数が増加する場合、耕作用具が発明される場合、また人々が小屋や町を作った場合、人々は自分たちの家の近くの小さな土地で労働し始め、公共の土地は放置されるであろう。こうして第一と第二の両原理に基づく土地の私的所有権が生ずるであろう。これが完成しつつある第三の社会状態である。」<sup>(14)</sup>

第三の社会状態は耕作が行われる農業社会であり、「人々は自分たちの家の近くの小さな土地で労働し始め」、土地に対する私的所有権が成立する。この場合も第一の社会状態と同じく慣行的愛着をうみだす原因となるのは投下された「労働」であり、その対象が、獣・魚・果実などの動産から土地へと拡大されている。ここでも動産と不動産の両者に対して労働に基づく所有を主張したロックの労働所有論が継承されていると言ってよいだろう。<sup>(15)</sup>

以上述べた三つの社会状態を区別するのは、まず第一に、①動産の私的所有→②不動産（土地）の共同所有→③不動産（土地）の私的所有という

(13) ロック前掲書、第5章。

(14) R. L. Meek, *op. cit.*, p. 82, 時永訳, 154ページ。原文の { } 内の文章は省略した。

三つの異なった所有形態であり、その基礎には、①狩猟と漁労→②定住による狩猟と漁労→③農業、という生存様式の変化がある。そしてスミスは、生存様式の変化が所有形態の変化をもたらすことを、最初に提示された二つの原理に基づいて統一的に説明したのである。1762～64年の『法学講義』で、生存様式の発展がいわゆる四段階理論（狩猟→牧畜→農業→商業）として把握されているのに比べると、この「アンダソン・ノート」では、発展段階はいまだ三段階にすぎず、牧畜段階と商業段階とを欠いている。その意味でスミスの段階論はまだ確立されていなかったと言ってよい。しかしスミスが、すでに「アンダソン・ノート」においても、所有形態と生存様式とを明確に区別し、前者の変化を後者の変化の必然的帰結としてとらえるという視角を基本的に確立していたことは強調されてよいだろう。この視角の確立に対応するものこそが冒頭に述べられた二つの原理であった。所有形態と生存様式とを明確に分離することと、両者を関連づける二つの原理の確立とは表裏一体の関係にあったのである。

では、これらの原理は、その後のスミスの思想的発展においてどのような取り扱いを受けたのだろうか。それを次に見ていこう。

#### Ⅳ スミス正義論の発展

「アンダソン・ノート」の冒頭に置かれていた二つの原理は、1762～64年の『法学講義』A・B両ノートでは完全に消え去ってしまった。両ノートのいずれの冒頭にも、ニュートンの方法における「一つまたは少数の原理」と

---

(15) 「所有権の主要な対象は、今では、土地の果実やそこに生存する獣ではなくて、土地そのもの……であるが、土地の所有権も同じようにして〔労働によって〕獲得されたことは明白だと思ふ。人が耕し、植え、改良し、開墾し、そうしてその産物を使用しうるだけの土地は、その範囲だけのものは、かれの所有である。」ロック、前掲書37ページ、傍点は原文イタリック。

見なしうるようなものは何も述べられていない。スミスは、ある時期から法学講義の冒頭で正義の原理を述べることをやめてしまったのである。しかしそのことは、スミスが二つの原理を完全に放棄してしまったことを意味するものではない。「アンダソン・ノート」の冒頭にあった二つの原理のうち、第一原理は、スミスがグラスゴウ大学で法学の前に講義していた倫理学の中でより詳しく考察されるようになった。スミスが、倫理学と法学とで説明の重複を避けようとするれば、法学の冒頭であえて原理の説明を行う必要はなくなったのである。

「アンダソン・ノート」における正義の第一原理が、その後、倫理学の中で考察されるようになったのには、当然の理由があった。正義の第一原理は、侵害行為ないし不正行為が「われわれ人類のもっとも未開な者にも衝撃を与える」事実を述べたものであり、言い換えるならば、不正行為に対する人々の道徳判断がいかにして行われるかの説明にほかならなかった。そして正義に関する道徳判断が徳性一般に関する道徳判断の一部分である以上、前者を説明する第一原理が後者を論ずる倫理学の中に吸収されることは当然のことだったのである。われわれは、第一原理が発展した姿をスミスの『道徳感情論』の中に見ることができる。『道徳感情論』は、直接には狭義の倫理学を扱った書物であるが、同時にさまざまな徳性の中でもとくに「正義の問題を中心主題」<sup>(16)</sup>としており、その意味で法学の「方法的基礎」<sup>(17)</sup>を論じたものであることは従来から指摘されてきた。「アンダソン・ノート」の第一原理の発展を追跡することによって、『道徳感情論』の中心主題が正義論であった事実はより一層明白になるように思われる。

(16) 田中正司『『道徳感情論』の思想と経済学』高島善哉他著『アダム・スミスと現代』同文館、1976年、123ページ、同「アダム・スミスの正義論」『横浜市大論叢』第26巻第1/2号、1974年、を参照。

(17) 内田義彦「スミス『國富論』体系」内田他編『経済学講座』第1巻、有斐閣、1964年、所収、110ページ。

スミスの師ハチソンは、「善い」「悪い」などの道徳的価値判断を行う道徳感情が、人間本性に備わった「道徳感覚」という単一の感覚から生ずると主張したのに対して、スミスは道徳感情が「四つの源泉」<sup>(18)</sup>から生ずると考えた。「四つの源泉」とは、①適正感覚、②功績と罪悪の感覚、③道徳の一般諸規則の顧慮、④効用の知覚であって、『道徳感情論』の第1～4部で一つずつ順に説明されている。それを簡単に見ておこう。

スミスによれば、道徳感情の第一の源泉である適正感覚は同感に基づくものであって、観察者が当事者の状況を想像上で自分自身のものと考えた時に感じる同感感情が当事者の現実の感情と一致するときに、観察者は当事者の感情に同感し、それを適正と判断する。道徳感情の第二の源泉である罪悪感覚は加害者と被害者とに対する二つの同感からなる複合感情であって、公平な観察者が加害者の動機に同感せず（反感を感じ）、被害者の憤慨に同感するときに、加害者の行為が処罰に値する罪悪と判断される。道徳感情の第三の源泉は、道徳の一般諸規則への顧慮であって、適正感覚や罪悪感覚によって個々の行為が道徳的に判断される経験をくりかえす中から、理性によって道徳の一般諸規則が帰納される。この道徳の一般諸規則がいったん形成されると、実際には同感が起こらない場合や、自己に対する判断においてこの道徳諸規則への顧慮だけから道徳判断がなされるようになる。そして道徳感情の第四の源泉である効用の知覚は、個人の行為・性格または社会の制度を、それらが個人や社会の利益をもたらすという理由によって是認することである。

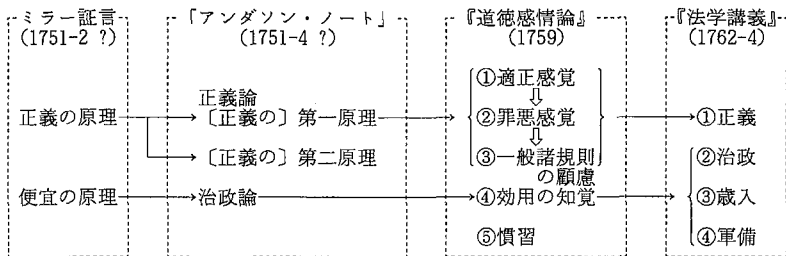
それでは、「アンダソン・ノート」から『道徳感情論』への理論的發展をどのように考えるべきであろうか。「アンダソン・ノート」における正義の第一原理が、『道徳感情論』第2部で説明されている罪悪感覚（道徳感情の第二源泉）と直接に対応していることは、両者の内容の類似性から見て間違いな

---

(18) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by D. D. Raphael, and A. L. Macfie, Oxford, 1976, p. 326, 水田洋訳, 筑摩書房, 1973年, 415ページ。

い。さらに『道徳感情論』全体の論理構成を考えるならば、罪悪の感覚は加害者の行為に対する適正感覚（道徳感情の第一源泉）の判断を内包しており、また罪悪感覚による判断が反復される中から正義の一般諸規則（道徳感情の第三源泉）が形成されるのであるから、「アンダソン・ノート」における正義の第一原理は、『道徳感情論』の第1～3部で述べられた道徳感情の第一～三源泉の全体に対応していると言いうことができるであろう。ミラーは、スミスの道徳哲学の第三部門が「正義の原理」に、また第四部門が「便宜の原理」に基づくと述べていた。このうち「正義の原理」は「アンダソン・ノート」における二つの「原理」とおそらく同一のものであり、『道徳感情論』では道徳感情の第一～三源泉として考察された。そして「便宜の原理」は、『道徳感情論』で道徳感情の第四源泉とされた効用の知覚と内容的に対応している（図1参照）。<sup>(19)</sup>

図1 正義の原理および便宜の原理とスミスの道徳哲学体系の発展



「アンダソン・ノート」の正義の第一原理が、『道徳感情論』の第1～3部とりわけ第2部の罪悪感覚に対応していると言っても、両者にはいくつかの重要な相違点が存在する。その第一は、『道徳感情論』では公平な観察者の同感が重要な役割を持つようになったこと、第二に、『道徳感情論』の罪悪感覚では、被害者の感情に対する同感だけでなく加害者の動機に対する反感（不適正の判断）も含まれること、第三は、観察者の同感する被害者の感情が

(19) Ibid. p. 90. 水田訳141ページ。

「アンダソン・ノート」では「苦痛」であったのに対して、『道徳感情論』では「憤慨」に変わったことである。次にこれらの変更ないし発展の理由を考えてみよう。

まず第一に、正義の道徳的判断の説明が、「アンダソン・ノート」における、人類への衝撃といった素朴な表現から、『道徳感情論』における公平な観察者の同感へと変更されたのは、スミスの道徳理論全体の発展の結果によるものと思われる。すでにヒュームは、スミスに先立って、道徳判断を一般的視点からの同感によって説明していたし、<sup>(20)</sup> スミス自身も「アンダソン・ノート」において、相続の権利を説明する際に「同感」に言及していた。<sup>(21)</sup> スミスの道徳理論の体系が発展して、『道徳感情論』に見られるように同感が基本原理として確立されてくるにしたがい、正義の道徳判断においても同感が重要な役割を演ずるようになったのであろう。

第二に、『道徳感情論』の罪悪感覚の中に被害者の憤慨に対する同感だけでなく、加害者の動機に対する同感（ないし反感）が含まれている点についても、その萌芽を「アンダソン・ノート」の中に見出すことができる。すでに述べたようにスミスは、正義の第一原理の説明において、侵害行為を構成する三つの要件について述べていた。その第一は、他者を傷つける行為が侵害行為となるのは「いかなる刑罰も課されるべきでなく危険も気づかわれない場合」、すなわち当該行為が刑罰ないしは正当防衛として行われたのではない場合だけであるということであった。このことは、犯罪者に対する処罰行為のように行為者の動機が正当な場合にはその行為が侵害行為とは見なされないことを意味している。スミスは『道徳感情論』第二部において、「行為者の行動が、われわれの完全に入り込み是認する諸動機、諸情動によって完全に導かれていたと思われる場合には、われわれはいつも被害者の憤慨に対

(20) 拙稿「同感概念の発展——ヒュームからスミスへ——」東京大学『経済学研究』第23号、1980年、3-5ページを参照。

(21) R. L. Meek, *op. cit.*, p. 83, 時永訳156ページ。



していかなる種類の同感も持つことができない<sup>(22)</sup>と述べ、その具体例として、処刑されようとする殺人犯が自分の処刑人や裁判官に対していただく憤慨に人々が同感しないことをあげている。この例は「アンダソン・ノート」において刑罰が侵害行為にはならないとされていたことと基本的に同じである。侵害行為の判断において行為者の動機を考慮することが必要であるという「アンダソン・ノート」の考え方が『道徳感情論』でいっそう明確な表現を与えられ、罪悪感覚は被害者の憤慨に対する同感だけでなく加害者の動機に対する反感をも前提しなければならないことが強調されるようになったのである。

第三の相違点は、観察者の同感する対象が被害者の苦痛から憤慨へと変わったことである。スミス自身はその理由について『道徳感情論』第二部の中で、被害者の苦痛に対する同感という「怠惰で受動的な同胞感情」は被害者の憤慨に対する同感という「もっと活気があり能動的な感情」に「ただちに道をゆずる」のであって、前者は後者を「活気づけるのに役立つだけである」と述べている。<sup>(23)</sup>しかしスミスによるこの理由づけは、あまり説得力を持つようには思われぬ。

スミスが、同感の対象を被害者の苦痛から憤慨へと変更したおそらく最大の理由は、「アンダソン・ノート」で分離されていた正義の原理論と刑罰の原理論とが『道徳感情論』で一体化されるようになったことにあるのではないかと考えられる。スミスは「アンダソン・ノート」の冒頭に二つの正義原理を掲げ、それに基づいて所有権の歴史理論を展開してただけでなく、その少し後に処罰の根拠を次のように述べていた。「いろいろな刑罰の合理性と原因とを判断するために、われわれはある個人が被害を受けた時に感じることを思い出してみなくてはならない。殺人犯に対するわれわれの嫌悪感

(22) A. Smith, *op. cit.*, p. 72, 水田訳112ページ。

(23) A. Smith, *op. cit.*, p. 70, 水田訳109ページ。

は主に不安や恐怖である。窃盗犯に対する我々の嫌悪感は軽蔑や軽視である。だから殺人犯はつねに極刑に処せられ、窃盗犯は罰金刑を科せられたり、水中に突っ込まれたり、公民権剥奪の罰を受けたりしてきた。」<sup>(24)</sup>

このように「アンダソン・ノート」では、冒頭に置かれた正義の原理論で被害者の苦痛を不正行為判断の根拠とする一方、刑罰の原理論で、被害者のたんなる苦痛ではなく加害者に対する「嫌悪感」を刑罰の根拠としていた。その後スミスは『道徳感情論』において、正義の原理論と刑罰の原理論とを完全に一体化し、正義と不正をいかに判断するのかという問題と処罰に値する罪悪をいかに判断するのかという問題とを完全に同じものとして論ずるようになった。そして処罰を行う根拠としては、被害者のたんなる苦痛よりも加害者に対する憤慨のほうがいっそうふさわしかったのである。

以上述べてきたように、「アンダソン・ノート」の冒頭に置かれていた正義の第一原理は、その後、『道徳感情論』として刊行されることになるスミスの倫理学の中でいっそう詳しく考察されることになった。これに対して、第一原理と並んで述べられていた第二原理は、『道徳感情論』と『法学講義』のいずれからも完全に消失してしまう。その理由は定かではないが、おそらく次のような事情を考えることができるであろう。

スミスが「アンダソン・ノート」において、「非常に慣れ親しんでいる動物または事物を好きになる」という第二原理として一般化した具体的内容は、すでに見たように、第一の社会状態における獣・魚・果実に費やされた労働、第二の社会状態における土地への定住、第三の社会状態における土地の耕作であった。相続に関する説明では、父親の財産と子供たちとの関係にこの第二原理が適用されている。<sup>(25)</sup> スミスが以上の具体的な諸関係を第二原理として一般化したのは、少数の原理からすべての現象を演繹的に説明する

---

(24) R. L. Meek, *op. cit.*, p. 85, 時永訳160ページ。

(25) R. L. Meek, *op. cit.*, p. 82, 時永訳155ページ。

ニュートンの方法を適用しようと意図したからであった。しかし、1762～64年の『法学講義』では、冒頭に少数の原理を置くこと自体が放棄され、かわって『道徳感情論』で提示された公平な観察者の同感理論——それは正義の第一原理が発展したものに当たる——が、所有権の歴史的発展の個々の説明の中に直接適用されている。そして公平な観察者の同感理論を個々の歴史的段階に直接に適用する場合には、被害者の憤慨が生ずる理由は具体的状況との関連で直接に示されるので、あえてそこに第二原理のような一般的原理を介在させる必要がなくなってしまうのではないかと思われる。おそらくこれが、「アンダソン・ノート」の第二原理が『道徳感情論』と『法学講義』から消失した理由であろう。

最後に、「アンダソン・ノート」から『法学講義』への所有権の歴史理論の発展を簡単に見ておくことにしよう。両者の所有権の歴史理論における最大の相違点は、「アンダソン・ノート」歴史的段階区分が所有形態の区別に基づいているのに対して、『法学講義』の段階区分が生存様式の区別に基づいていることである（図2参照）。「アンダソン・ノート」では、三つの社会状態の区別が、①動産の私有→②土地の共有→③土地の私有、という所有形態の区別に基づいている。生存様式は、第一の社会状態と第二の社会状態とがいずれも同じ狩猟・漁労であって、①狩猟・漁労→②農業、という二段階の区別しかない。これに対して『法学講義』では、歴史段階が生存様式の違いに基づいて区別され、①狩猟→②牧畜→③農業→④商業、として四段階に分けられている。一方、所有形態について見ると、狩猟段階と牧畜段階は動産の私有だけが存在するという点で基本的に変わらず、農業段階では土地の共有と私有という二つの所有形態の起源がともに説明されている。また商業段階の社会では、固有に生ずる所有形態が何も説明されていない。『法学講義』の四段階理論は、所有形態ではなく何よりも生存様式の区別に基づいて構成された歴史理論なのである。

図2 所有権の歴史理論の発展

## [1] 「アンダソン・ノート」

	社会の第一状態	社会の第二状態	社会の第三状態
所有形態	動産の私有	土地の共有	土地の私有
生存様式	狩 猟 ・ 漁 労		農 業

## [2] 『法学講義』

	狩猟段階	牧畜段階	農業段階	商業段階
所有形態	動 産 の 私 有		土地共有・私有	
生存様式	狩 猟	牧 畜	農 業	商 業

## V む す び

以上、「アンダソン・ノート」の冒頭に置かれた二つの原理とそれに基づく所有権の歴史理論とを検討し、さらに『道徳感情論』や『法学講義』と比較しながらスミス正義論の発展について考察してきた。そこから明らかになったことをまとめてむすびにかえよう。

アダム・スミスの道徳哲学体系から経済学が独立する必然性を考察する場合にもっとも重要なのは、法学と経済学とが分離する理由ないし根拠は何であったのかという問題である。そしてこの問題を考える場合に、ミラーがスミスの道徳哲学の第三部門（狭義の法学）は「正義の原理」に基づき、第4部門（経済学）は「便宜の原理」に基づくと述べていたことから、まずもってこの二つの原理の内容を解明することが必要となる。「アンダソン・ノート」は、このうち「正義の原理」が何であるのかを具体的に示し、それが『道徳感情論』の第1～3部の内容に発展したことを明らかにした。さらそれによって、「正義の原理」と対比される「便宜の原理」が、『道徳感情論』で道徳感情の第4源泉とされた効用の知覚つまり公共的利益の顧慮ではない

かと推定することも可能になった。

スミスがグラスゴウ大学で法学を講義するようになったときに解決を迫られた問題は、一つは、かれが継承したハチスンの法学をモンテスキュー以来の歴史的方法によっていかに組み換えるのかということであり、もう一つは、重商主義政策を批判するために、広義の法学を基本的な諸権利を扱う狭義の法学と政策や社会制度を扱う経済学とにいかにして二分するのかということであった。方法の問題として言えば、法と統治の歴史的な発展を説明する「正義の原理」とは何か、それは政策の根拠となる「便宜の原理」といかに区別されるのかという問題にはかならない。「アンドンソン・ノート」は、グラスゴウ時代初期のスミスがこれらの問題をどのように解決しようとしていたのか、後期のスミスの思想はそこからどのように発展したのを考察するために重要な手がかりを与えるものであったのである。